

第3章 個別避難計画に関する Q&A

1 個別避難計画作成の背景・効果について

Q1 事業実施の背景を知りたい。

A1 全国的に大規模災害が頻発し、高齢者や障がい者が犠牲となっている近年の災害状況から、2021年の災害対策基本法一部改正において、市町村長は、避難行動要支援者の個別避難計画作成に努めることが示されました。

国の取組指針では、改正法施行後からおおむね5年で「優先度の高い者」の個別避難計画の作成が求められています。

Q2 個別避難計画の作成メリットを知りたい。

A2 個別避難計画の作成を通じて、災害発生時にどう行動すればよいか、どこに避難するか、どの様に関係者が協力し合えばよいかなど、平時から対象者本人や家族・関係者間で確認しておくことで、本人が円滑に避難できる可能性が高まるとともに、本人の避難行動を周囲で支える方々にとっても、あらかじめ行動指針を把握できるため、二次災害を防ぐことにつながります。

2 個別避難計画の作成対象者および対象者への対応について

Q3 避難行動要支援者名簿の対象者は、本人の申し出により名簿へ登載されるのか。手帳や介護度の規定に該当しない方は名簿の対象とはならないのか。

A3 障がい者手帳や介護度等の一定要件に該当する方は、市で保有する情報を基に、自動的に避難行動要支援者へ登載するため、本人の申し出は必要ありません。

ただし、何らかの事情により手帳や介護度等の名簿登載の要件に該当しない方でも、専門職によって同等の支援が必要という申し出があれば名簿に登載されます。

Q4 避難行動要支援者名簿には市内で何人が登載されているのか。

A4 2025年度の名簿掲載者数は、9,379人です。

Q5 個別避難計画を作成する対象者数は市内で何人か。

A5 2025年度および2026年度は、市が作成する避難行動要支援者名簿のうち、「ハザードの状況」と「心身の状況」を考慮して、作成の「優先度が高い方」約750名を作成対象者としています。

Q6	計画作成の「優先度が高い者」とはどのような人か。
A6	避難行動要支援者名簿の登載者のうち、以下の①、②のどちらにも該当する者としてします。 ①居住する地域におけるハザードの状況が以下のいずれかの場合 ア 風水害:浸水想定区域、土砂災害警戒区域 イ 地震:東京都が判定している地域危険度で、「総合危険度」が「ランク3以上」(※「ランク3」は、町田市内では森野3丁目のみです) ②対象者の心身状況等が以下のいずれかの場合 ア 介護保険制度において要介護4又は5の認定を受けている者 イ 障害支援区分4から6の認定を受けている者 ウ 医療的ケア児、重症心身障がい児、在宅人工呼吸器使用者
Q7	「優先度の高い者」以外の方から計画の作成依頼があった場合はどのように対応すればよいか。
A7	計画作成促進・計画作成に係る業務委託の作成対象外の方となりますので、市ホームページの様式・手引き等をご案内のうえ、本人自ら(家族・友人・知人等を含む)作成し、ご自身で市に提出するよう伝えてください。 本人自らの作成が難しいといわれた場合は、福祉総務課へご連絡ください。
Q8	「優先度が高い者」以外の個別避難計画はどのように作成を進めるのか。
A8	市では、2025年度および2026年度は「優先度が高い者」の計画を作成していきます。それ以外の方については、その後、できるだけ早期に着手する予定です。
Q9	本人が施設入所や長期入院等で、自宅へ1年以上戻る予定がない場合も個別避難計画を作成するのか。
A9	こうしたケースは、施設・病院の避難計画に基づく対応が可能となりますので、個別避難計画は作成しません。 施設入所及び長期入院申出書を提出してください。
Q10	個別避難計画の作成対象者本人が、計画作成後に施設入所・長期入院・転出・死亡した場合、作った計画をどのようにすればよいか。
A10	福祉総務課へ返却か、裁断等による処分をお願いします。

3 個別避難計画の作成・作成促進業務内容について

Q11 個別避難計画を作成するうえで、本人の同意を得るのはなぜか。

A11 計画内容について、市が保管し、関係機関へ情報提供すること、また、災害時に避難が保障されるものではないことにご理解をいただくためです。

災害対策基本法上、市長村長は個別避難計画を作成することが努力義務となっていますが、同意が得られない場合はこの限りでないとされており、計画の作成には同意と得ることが前提になります。

Q12 個別避難計画の作成に対象者本人が同意しない場合はどうなるか。

A12 本人同意が得られない場合、市では、計画書を受け取ることができません。

チェックシートの署名の項目に不同意であったことを記録し、作成促進業務において報告してください。

Q13 介護保険と障がい福祉サービスを併用している方は、どちらの事業所が作成するのか。

A13 原則として、居宅介護支援事業所に作成をお願いします。

ただし、居宅介護支援事業所、計画相談支援事業所、生活介護事業所の協議のもと、いずれかが作成していただいても問題ありません。委託料は個別避難計画を作成した事業所が請求してください。

Q14 避難支援者はどのように決めればよいか。

A14 避難支援者は、できるだけ早く駆け付けられるように、家族や隣近所の顔見知りの方などにご協力いただくことが望めます。

日頃から親しくしている方が対象者本人の身近にいる場合は、避難支援者としてお願いしてください。

Q15 福祉専門職に避難支援者になってほしいと頼まれたらどうすればよいか。

A15 災害発生時に、福祉専門職が、担当する全ての要支援者に声掛けや避難支援を行うことは難しいため、基本的には、それ以外の方を避難支援者とするよう、対象者本人等へ丁寧に説明してください。

Q16 計画に記載された避難支援者には、避難支援の義務が発生するのか。

A16 避難支援者自身も被災者となることが想定されますので、避難支援の義務は生じません。避難支援者においても、まずは自分と家族の安全を確保し、その上で、状況に応じた避難支援の行動をお願いするものです。

Q17 本人・家族から、「災害が起こったら、避難支援者に必ず助けてほしい。」と言われたが、どう答えればよいか。

A17 災害はいつ発生するか予測できず、また、避難支援者自身も被災者となる可能性が高いため、必ず助けることを約束するのは不可能です。

個別避難計画は、あくまで避難の実効性を高めていくために作成するものであり、避難支援者の法的責任や義務がないことは同意確認欄にも明記しています。これらのことをご理解いただいたうえで、計画作成を進めてください。

Q18 対象者本人が孤立しており、避難支援者の選定ができない。

A18 災害時は「自助」「共助」が重要なため、本人の状態や配慮事項を把握している家族・親族による避難支援が基本となりますが、これらの方がいない場合は、友人・知人、地域の方等に依頼できないか幅広く検討してください。

その上で、どうしても支援を依頼できる相手が見つからない場合は、福祉総務課へご連絡ください。

Q19 市から受託した計画作成促進業務・計画作成業務において、対象者が、途中で施設入所・長期入院・転居・死亡となった場合、支払い請求は可能か。

A19 計画作成促進業務においては、本人から依頼書を受領済みであれば支払い可能となります。

計画作成業務においては、個別避難計画が作成済みであれば支払い可能となります。

Q20 個別避難計画を作成完了した対象者が、短期間(1年未満)入院することになった場合の対応を知りたい。

A20 短期間(1年未満)の入院であれば避難行動要支援者名簿の登載要件からは外れないため、対象者の個別避難計画は、引き続き、適切に保管してください。

ただし、退院見込みがなくなるなど、長期(1年以上)に渡って在院する場合は、名簿対象から外れますので、施設入所及び長期入院申出書を福祉総務課へご提出ください。

Q21 市からの委託ではなく、専門職による独自の判断で個別避難計画の作成促進や作成を行った場合、作成費用の支払いを受けられるか。

A21 ご質問のケースは作成費用を支払えません。

市が計画作成を委託していない対象者から計画作成を依頼された場合は、状況を確認しますので、作成前に必ず福祉総務課にご連絡ください。

Q22 「個別避難計画作成の同意確認」への代理署名は可能か。また、認知症等で対象者本人の同意能力が不十分な場合はどうすればよいか。

A22 代理署名は、本人の家族に記載していただくことを基本としております。ただし、本人の意向を確認した上で、親族・友人・知人等に記載していただいても構いません。

認知症等により、本人同意が困難な場合は、災害時のリスクを考慮して、家族や親族など、本人の立場に立って判断できる方の意向を確認し、代理署名をお願いします。

4 計画の活用と更新について

Q23 個別避難計画は、作成してからどのように活用するのか。

A23 地域の防災訓練等で、計画どおりの避難が可能か、実際に試してみてください。訓練を通して課題が見えた場合は、計画を改善することで避難の実効性を高めることにつながります。

Q24 介護認定の更新・区分変更等の状態変化の場合にはケアプランの内容を見直すため、それらと同時に個別避難計画を更新してもよいか。

A24 作成した計画は概ね1年に1回程度の頻度で見直すことを目安としていますが、必要に応じて更新し、福祉総務課へ提出してください。

Q25 介護保険認定の更新で認定区分が下がり、個別避難計画の作成対象外になった方は、計画を更新はしなくてもいいか。

A25 更新の必要はありません。

5 その他(様式以外の内容・避難場所等について)

Q26 「個別避難計画」の指定様式以外にも、対象者本人の避難や被災生活上に必要な資料を追加で添付してもいいか。

A26 追加資料の添付は差支えありません。

P27 避難先として、市が開設する近隣の避難施設を想定している。避難施設には、避難した際に必要となる備品等はあるのか。

A27 市の避難施設は被災された不特定多数の方が共同生活等をされることを想定しており、一定の設備・物資の備えがありますが、被災者個々のニーズに応じたものがあるとは限りません。

また、避難所は、基本的には、地域の有志の方が協力して運営するため、医療や介護等の専門的な知識や技術を持つ方がいるとも限りません。

そのため、避難に必要なものは、あらかじめ避難用のリュックにまとめておくことや、在宅での避難生活もある程度可能となる様に備蓄品を用意しておくなど、日頃から災害に備えることが重要となります。

Q28 避難先は市の指定する避難施設でなければならないか。

A28 避難先は必ずしも市指定の避難施設でなければならないわけではありません。

自宅に留まる在宅避難、自宅の2階に上がる垂直避難、近隣知人宅への避難など、災害時に対象者本人が最も助かる可能性が高いと思われる避難先や避難方法を選択することが大切です。

Q29 市が指定する避難所を知りたい。

A29 下記の市ホームページ「震災時避難広場(避難場所)・避難施設(避難所)一覧」を確認してください。なお、地震と風水害で、使用できる避難所が異なりますので、ご注意ください。

①URL

地震：<https://www.city.machida.tokyo.jp/kurashi/bouhan/bousai/earthquake/taisaku/sonae01.html>

風水害：

<https://www.city.machida.tokyo.jp/kurashi/bouhan/bousai/fuusuigai/suigai.html>

②インデックス

地震：トップページ＞暮らし＞防犯・防災＞防災＞町田市の地震対策＞地震対策＞震災時避難広場(避難場所)・避難施設(避難所)一覧

風水害：トップページ＞暮らし＞防犯・防災＞防災＞町田市の風水害対策＞風水害時避難施設一覧

③二次元コード



地震の場合



風水害の場合

Q30 市内の洪水・土砂災害ハザード区域を知りたい。

A30 下記の市ホームページ「町田市洪水・土砂災害ハザードマップ」を確認してください。

①URL

<https://www.city.machida.tokyo.jp/kurashi/bouhan/bousai/fuusuigai/kouzui.html>

②インデックス

トップページ＞暮らし＞防犯・防災＞防災＞町田市の風水害対策＞町田市洪水・土砂災害ハザードマップ

③二次元コード

